

泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会 会則 (案)

(目的)

第1条 泉佐野市及び田尻町内の指定居宅介護支援事業所(基準該当事業所含む)の介護支援専門員の自主研修や相互の情報交換などの活動を通じて、自らの資質向上に努めるものとする。

(会員)

第2条 泉佐野市及び田尻町内の指定居宅介護支援事業所(基準該当事業所含む)の介護支援専門員を会員とする。

(幹事)

第3条 泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会(以下連絡会とする)の運営のため、以下の幹事を設け、選任については、各事業所の介護支援専門員の互選によって決定する。幹事の中から協議の上、会長、副会長を選任する。また、幹事の任期については2年間とし再選を妨げない。改選については、以下の幹事の発議により、同様の手順により幹事を決定する。

会長	1名
副会長	2名
幹事	20名以内

(運営)

第4条 連絡会の招集については、会長が行う。会長に事故があった場合は、副会長が行う。また、連絡会には別の部会を設けることができる。

(総会)

第5条 会長が招集する。会議の議事については出席の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務)

第6条 連絡会の開催通知など事務は、泉佐野市社協地域包括支援センター、田尻町地域包括支援センター花みずきが行う。

附則

この会則については平成22年3月12日から施行する。

この会則については平成26年2月20日に一部改定する。